THE DAILY ENGINEERING & CONSTRUCTION NEWS

日刊 建設工業新聞

2013年(平成25年) 11月20日 水曜日 第18347号

発行所 ©日刊建設工業新聞社 2013 〒105－0021 東京都港区東新橋2－2－10 電話03(3433)7151 URL:http://www.decn.co.jp/

大成建設グループ
大成設備株式会社
TAISEI
For a Lively World
〒163-6010 東京都新宿区西新宿6-8-1 新宿オークタワー ☎03(6302)0150

消費増税

転嫁特措法の順守通知

国交省「減額」など問題行為例示

国土交通省は、14年4月1日に税率が引き上げられる消費税の転嫁が適正に進むよう、消費税転嫁対策特別措置法（10月1日施行）の順守徹底を求める通知を18日付で建設業100団体に出した。特措法が禁じる「減額」「買いたたき」「商品購入、役務利用、利益提供の要請」などを建設事業に照らして列挙。傘下企業への周知を促した。特措法違反ではないものの、建設業法上問題となる行為も併せて提示し、法令順守を求めた。

建設業法違反も周知

特措法に規定される違反行為を建設事業で見ると、例えば「減額」については、契約済みの請負金額から消費税率引き上げ分の全部または一部を減じる行為などが想定される。「買いたたき」については、請負金額を一律に一定比率引き下げ、税率引き上げ前の請負金額に税率引き上げ分を上乗せした額よりも低い請負金額を定めるような行為を想定している。

通知文では、消費税転嫁拒否等ガイドラインに照らして問題となるこれら行為を複数列挙。事業活動でこうした違反行為を受けるような事態に遭遇した場合には、政府共通の窓口である「消費税価格転嫁等総合センター」や国交省各地方整備局の「駆け込みホットライン」、地方自治体の相談窓口を活用するよう周知した。

特措法に関連した通知は、経済産業省、公正取引委員会、消費者庁が発出した通知を建設業向けにアレンジした内容となっている。同省は別途、不動産業向けの通知も関係団体に出した。建設業界向け通知では、事業活動で発注者に当たる不動産業界にも同様の周知を図ったことを伝えた。

消費増税に絡んで建設業法上問題となる行為にも注意を促した今回の通知では、適正な見積もり期間を確保しなかったり、書面による契約を行わなかったりするケースを問題のある行為として例示した。消費税率引き上げ分の上乗せに応じる一方で、契約変更を行わずにやり直し工事や工期変更を強要することなども含め、建設業法順守ガイドラインで示した違反行為についてあらためて周知を図り、防止を徹底するよう求めている。

空港維持管理

点検頻度 個別に設定

国交省指針案 30カ年計画策定義務化

国土交通省は、空港施設の新たな維持管理指針案をまとめた。従来は全国一律だった点検の頻度を個別に設定することと、空港ごとに30年間の維持管理・更新計画を策定することが柱。意見募集を経て14年4月から運用する。各管理者にPDCA（計画・行動・評価・改善）サイクルを定着させ、老朽化対策や地震などの災害時対応を円滑に行えるようにする。

＝2面に関連記事

新指針「空港内の施設管理する民間航空専用空港が適用対象。従来の指針「空港土木施設管理規定」では対象を滑走路や誘導路といった土木施設に限定しているが、新指針には空港管理者以外が管理することが多いターミナルビルや給油施設などの安全も守れるような観点を取り入れる。

新指針ではまず点検方法について、従来は国交省が段階（巡回・定期）ごとに一律の頻度を定めてきたが、これを空港管理者と、自衛隊や米軍が空港と、自衛隊や米軍が管理する民間航空専用空港が適用対象。従来の指針「空港土木施設管理規定」では対象を滑走路や誘導路といった土木施設に限定しているが、新指針には空港管理者以外が管理することが多いターミナルビルや給油施設などの安全も守れるような観点を取り入れる。

新指針ではまず点検方法について、従来は国交省が段階（巡回・定期）ごとに一律の頻度を定めてきたが、これを空港管理者と自由に決められるよう見直す。国交省は、特に規模が大きく供用開始から長期間経っている空港は点検頻度が増すとみている。

巡回点検では滑走路や誘導路の舗装などの状況確認を規定。定期点検では異常の程度を詳細に確認できるよう、滑走路や誘導路の縦断・横断傾斜やひび割れなどの状況確認を規定する。

空港管理者に30年間の維持管理・更新計画の策定も義務付ける。維持管理・修繕工事の条件なども規定。点検をより効率・高精度に行うための新技術開発も盛り込んだ。

全国98カ所の空港（うち国管理19カ所）の中で供用から50年を経過した空港は2割以上。20年後には6割を超える見通しなど緊急対応の各計画を盛り込む。更新計画は施設の利用状況や構造を考慮した将来の劣化予測を行って策定する。

滑走路などの設計・施工や点検、維持修繕に関する記録の保存や、維持管理に行うための新技術開発も盛り込んだ。

全国98カ所の空港（うち国管理19カ所）の中で供用から50年を経過した空港は2割以上。20年後には6割を超える見通しなど緊急対応の各計画を盛り込む。更新計画は施設の利用状況や構造を考慮した将来の劣化予測を行って策定する。

滑走路などの設計・施工や点検、維持修繕に関する記録の保存や、維持管理に行うための新技術開発も盛り込んだ。

子トンネルで起きた天井板崩落事故を教訓にインフラ全般の老朽化対策を強化。経年劣化などが大事故につながる空港についても維持管理を厳格化するため指針を見直すことにした。

4～9月の建設業給与

全産業上回る伸び

前年比1・7%増 市場回復と政策効果反映

13年度上半期に建設業で支払われた給与の額が全産業平均を上回るペースで上昇している。4月から9月にかけて厚生労働省が発表した毎月勤労統計調査から日刊建設工業新聞社が集計したところ、全産業の現金給与額たのに対し、建設業は36万8391円で1・7%増となった。建設投資の増加や技能労働者の賃金を引き上げる政策効果が調査結果にも表れたようだ。

毎月勤労統計調査は、一定の要件を満たすパー業所を対象に賃金、労働時間、雇用の変動を把握する目的で行っている。

統計から建設業の現金給与総額の伸び（前年同月比）の推移をみると、4月が1・5%増（全産業は0・0%減）、5月が0・5%増（0・1%減）、8月が0・6%増（0・9%減）、9月が1・6%増（0・2%減）となっている。

4～9月の給与額平均の前年同期比は、基本給や家族手当、超過労働手当など「決まって支給す2・6%増（0・1%減）、

4～9月平年値（事業規模5人以上）

現金給与総額		きまって支給する給与		特別に支払われた給与	
	前年比		前年比		前年比
368,391	1.7%	318,387	0.0%	50,004	13.7%
311,936	0.0%	260,578	-0.4%	51,358	1.6%

計調査より日刊建設工業新聞社が算出

コンサル一斉ノー残業 平均退社率82・3%に

10月5回、14社1万人参加

日本工営やパシフィックコンサルタンツ、建設技術研究所など建設コンサルタント14社が参加して10月に行われた「業界一斉ノー残業デー」の結果がまとまった。毎週水曜日、終業後1時間以内に退社しようという取り組みで、全5回・14社の平均退社率は82・3%だった。

最も退社率が高かったのは、国際航業の平均95・4%で、2回目の9日には138人の社員の96・6%が終業後1時間以内に会社を後にしたという。

コンサル業界では、長時間労働の解消が長年の大きな課題。より働きやすい職場環境を目指す動きは、全国規模で事業を展開する大手企業を中心に広がってきている。

14社が参加する活動は「CE－LOHASプロジェクト」と名付けられ、一斉ノー残業デーはその第1弾の取り組み。10月の毎週水曜日に定時退社を社員に呼び掛けた。活動には正社員と契約などの有期社員を合わせ14社で計1万人近くが参加したという。

退社率は企業によってばらつきがあったものの、全体平均では80%を超す高い退社率を実現できた。各社が社員を対象に行った共通アンケートの集計作業も進んでおり、来月上旬には担当者による意見交換会を開く予定。労働時間の短縮や職場環境の改善に向けた課題を共有し、次の活動に役立てる考えだ。

コンサル業界では、時短を含めた労働環境の改善に加え、女性社員の活躍の場を広げるなどダイバーシティー（人材の多様化）の動きも活発化。オリエンタルコンサルタンツは就業環境問題の解決に向けた「情熱とやりがいプロジェクト」を始動させ、大日本コンサルタントは社内に「女性技術者の会」を発足させた。労働環境改善に企業の垣根を超えて横の連携を探る動きも出てきた。

これから年末、年度末にかけて業界は成果品の納入が集中する繁忙期に入る。一斉ノー残業デーの成果を次の活動にどう結び付けていくかが課題になる。

建設マスター

女性は上限なし別枠で

国交省が推薦依頼 14年度顕彰から

国土交通省は19日、14年度の優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）の推薦を依頼する文書を都道府県や北海道開発局、地方整備局、建設業76団体に出した。14年度分では、女性の建設マスターの人数を増やす目的で、各団体に割り当てられる推薦枠とは別枠を設定。推薦基準をクリアしている優秀な女性技能労働者であれば、人数の上限なしで推薦を行えるようにした。

推薦の締め切りは14年2月18日。審査委員会での審査を経て、14年度の建設マスターを決定し、同10月ころに顕彰式典を行う。

建設マスターは、建設産業の第一線で「ものづくり」に直接重視する建設技能者の中から、特に優秀な技能・技術を持ち、後進の指導・育成などにも貢献する人を国交顕彰する制度。旧建時代の1992年度がスタートした。

13年度までに8人の建設マスターが誕生しているが、うちは造園工、鉄筋工、建機械運転工、塗装工た一部職種で合計8か出ていない。

14年度の推薦で女人数の上限なく推薦するようにしたのは、の建設産業への進出らに進むようにするが狙い。別枠推薦に「建設現場業務に専事する期間20年以上という建設マスターの前産後休業や育児休介護休業で現場から離ている期間も含めて制度を改正する。より、実質的に女性者から建設マスター出しやすいようにを整える。

国交省は、女性建スターの増加に加え年度に向けて、30～の技能者を対象とした顕彰制度の創設討することにしている。

防水・防音
高山工業株式会社
本社 東京 ☎03(3265)5631(代)
大阪支店06(6386)9312・仙台営業所022(294)5371
千葉営業所043(421)5451・横浜営業所045(951)1106
北関東営業所048(799)0720

回転窓

組織内で暴れる怪物たち―。何物騒な書き出しで恐縮だが、かつ織改革の課題と再生への道筋を解た『チェンジモンスター』（東洋新報社）と題する本が出版された者はボストンコンサルティンググループのジー・ダック氏で、同グループ東京事務所が翻た。その巻末に書かれたのが日本のチェンジスターたち。人間の感情的なものから生まれ織改革の阻害要因をモンスターに例え、それにユニークな名前を付けている▼例えば〈タボドン〉は、自分の担当を超えた視野を持つを拒むモンスターで、よそ者の関与を否定する〈ノフラクラ〉は「前例はないし…」などと叫ぶあの手この手で改革を回避しようとする▼中傑作なのは〈カイケツゼロ〉。「それは何度検討して無理なんです。その理由は5つあって、できない理由の説明は巧みでも、解決策を出い▼この本が出版されてちょうど2年前。日本人